

多摩大学留学生アルバイト確認書

アルバイト担当課長 殿

提出日

(西暦)

年

月

日

本人	所 属	経営情報学部		
	学籍番号		学 年	☐ 1年 ☐ 2年 ☐ 3年 ☐ 4年
	氏 名	(自署)		
	依頼部署			
	業務内容			
	業務日			

以下の事項を確認しました。

- ☐働くことができるのは7日間に28時間以内、長期休暇期間(夏季・冬季・春季)の場合は1日8時間以内(7日間で40時間以内)であることを理解しました。(ゴールデンウィークなどの連休は長期休暇ではありません)
- ☐ダブルワーク(複数の勤務先でアルバイトをしている)の場合も、全てのアルバイトの勤務時間合計を7日間に28時間以内になることを理解しました。
- ☐アルバイト代が支払われるのは原則業務日の翌月末となるため、交換留学修了、卒業などで帰国後は受け取れないことを理解しました。
- ☐アルバイトの給与受け取りの際に、総務課にマイナンバー(個人番号)を届け出る必要があることを理解しました。(個人番号通知書、マイナンバーカード、マイナンバー(個人番号)が記載された住民票の写しのいずれか)
- ☐資格外活動に関する法律に違反した場合、強制退去または次回のビザの更新が不許可となる可能性があることを理解しました。

以下の書類を提出します。

- ☐在留カードのコピー(表面・裏面)※特定活動資格のスタンプがわかるように
- ☐多摩大学留学生アルバイト確認書(本紙)

	大学記入欄	担当課長	アルバイト依頼担当課	
			<添付書類> ☐ 在留カードのコピー ※特定活動スタンプ確認	受付日印

<参考:7日間で28時間以内の考え方>

7日間とは月曜日から日曜日までの1週間ではありません。どの曜日から起算した場合でも7日間の期間で28時間以内でなければなりません。(多摩大学外のアルバイトも含みます)

